

2024年7月18日
中国電力ネットワーク株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
(最終保障供給約款以外の供給条件)

当社は、このたび、電気事業法第20条第2項ただし書の規定にもとづき申請を行なった最終保障供給約款以外の供給条件において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表2（基準単価）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

| 区分および単位 | 特別措置の燃料費調整単価 | 消費税等相当額 |
|---|--------------|---------|
| 2 (適用期間) に定める適用期間のうち 2024年8月の検針日から 2024年10月の検針日の前日までの期間 1キロワット時につき 高压で供給を受ける場合 | 2.00 | 0.18 |
| 2 (適用期間) に定める適用期間のうち 2024年10月の検針日から 2024年11月の検針日の前日までの期間 1キロワット時につき 高压で供給を受ける場合 | 1.30 | 0.12 |

(2) 別表2（基準単価）に定める基準単価

| 区分および単位 | 基準単価 | 消費税等相当額 |
|---------------------------|-------|---------|
| 1キロワット時につき 高压で供給を受ける場合 | 0.205 | 0.019 |